

2019年1月16日

兵庫県知事 井戸 敏三様

(兵庫県健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班)

日本たばこ産業株式会社
北関西支社長 吉野 孝士

「受動喫煙の防止等に関する条例の改正について（改正骨子案）」に対する意見

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについて賛同しており、分煙環境の整備やマナー啓発活動等を実施してまいりました。昨年7月、国会において「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正健増法」）が成立しました。改正健増法は「望まない受動喫煙」を防止するために定められた法律であり、当社は国が定める取り組みを全国統一のルールとして自治体が推進していくことが望ましいと考えております。

しかしながら、今般公表されました「受動喫煙の防止等に関する条例の改正について（改正骨子案）」については、改正健増法と異なる部分があり、このまま改正されると県民や観光客、県内の事業者の混乱は必至であるため、県民や事業者の意見を十分に聞いたうえで、慎重に検討する必要があると考えております。

当社といたしましては、特に懸念している加熱式たばこについて、以下の通り意見を申し上げます。

加熱式たばこの受動喫煙による健康影響について、厚生労働省は「現時点までに得られた科学的知見では加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」との見解に立ち、改正健増法において紙巻たばこは異なる措置を定めております。

また当社では、実際に営業しているカフェにおいて、加熱式たばこ製品を使用した際の喫煙エリア及び非喫煙エリアにおける空気環境への影響を外部有識者監修の下で調査し、その結果をホームページで公表しております^{*}。結果として、加熱式たばこを使用した際の周囲の室内環境への影響は、紙巻たばこは大きく異なりました。

そのような中、兵庫県においては加熱式たばこ紙巻たばこが同様に規制対象とされております。これにより、現在、加熱式たばこのみの使用を許可する飲食店が全国的に増えているなか、兵庫県内だけが飲食店の経営の選択肢を制限されうることを懸念しております。また、加熱式たばこのみ使用可を希望する飲食店であっても、店頭には「喫煙区域」のステッ

カーを貼付しなければならず、来店客が「紙巻たばこが吸える」と誤解することによる混乱が生じることが懸念されます。

加熱式たばこの科学的エビデンスが十分でない以上、兵庫県においても、改正健増法と同様に加熱式たばこは紙巻たばことは異なる措置とすべきであり、改正健増法に基づく受動喫煙防止対策を推進することが望ましいと考えます。

兵庫県におかれましては、国に先駆けて受動喫煙防止対策を条例化した自治体として、これまでの取り組みで得られたノウハウを活かし、他県の模範としてまずは国で定める基準を遵守するための取り組みを進めて頂きますようお願い申し上げます。

当社といたしましても、たばこを吸われる方と吸われない方との共存社会の実現に向けて、当社が所有する知見の提供や分煙コンサルティング活動を通じ、引き続き兵庫県の受動喫煙防止の取り組みに積極的に協力して参りたいと考えております。

以上

※ 参考資料

加熱式たばこ使用時の空気環境影響調査結果について

https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2018/1002_01.html